



建設国保

建設業に従事している方の 社会保険の適用について

現在、全国建設工事業国民健康保険組合に加入している組合員さんへ…
ご存知ですか！？
知らないと損をする社会保険加入問題

①適用除外の承認を受けていれば建設国保に残れます！

現在、健康保険被保険者適用除外承認申請による承認を受けている法人事業所及び常時5人以上の従業員がいる個人事業所については、改めて「協会けんぽ」に入りなおす必要はありません。

②法人を設立するときは、とにかく建設国保に連絡を！

個人事業所が法人を設立した場合は、以下の手続きをすることにより、当組合の資格を継続することができます。

- a. 法人を設立した日から5日以内に「厚生年金保険被保険者資格取得届」を提出すること。
- b. 法人を設立した日から14日以内に「健康保険被保険者適用除外承認申請書」を提出すること。

③手続きをしていれば経営事項審査の減点対象になりません！

経営事項審査における社会保険未加入事業所への評価の厳格化により、当組合を脱退しようとしている組合員がいる場合、既に健康保険被保険者適用除外の承認を受けて当組合に継続加入していれば、協会けんぽに適法加入していると認められ、経営事項審査における減点対象とはなりません。

④被保険者証に事業所名が記載できるようになりました！

建設業許可証の新規申請や更新時、または下請け事業所が新規工事現場に入場する際、作業員全員の社会保険加入状況の確認が義務付けられています。これら作業の効率化を図るため、法人事業所の申請者に対して、被保険者証に事業所名を記載できるようになりました。